

# 福祉国家再編の規範的対立軸

——ワークフェアとベーシックインカム——

宮本 太郎

## はじめに

本稿は、各国で展開する一連の福祉改革の動向にかんして、とくに所得保障政策の領域を中心に、その規範的対立軸を探ろうとしている。このような主題の設定には、違和感を持つ向きもあるかもしれない。なぜならば、今日、先進工業国における福祉改革に関しては収斂傾向が見られ、政策規範にかかわる原理的対立はしだいに看取しがたくなっているようにも思われるからである。

たしかに、アメリカであれEU諸国であれ、今日伝えられる福祉改革の諸動向は、グローバル化と脱工業化への対応という点で、その背景と課題を共有している。そして、この共通の課題にいかアプローチするかという点をめぐっては、ワークフェア Workfare や「働くための福祉 Welfare to Work」という方向で、社会民主主義勢力と自由主義勢力の歩み寄りが進行しているようにも見える。

しかし、こうした表向きの接近の背後で、探られるべき政策のデザインをめぐっては、新たな規範的対立軸が浮上しているのではない。本稿はまず、所得保障や就労支援をめぐって現実に展開している改革動向に注目し、そこにワークフェアへの異なったアプローチがうみだす一つの対立軸を見出す。ついで、基本的には未だ政策論議のなかにおいてではあるがしだいに影響力を増しているベーシックインカム論をとりあげ、ワークフェア論との間にもう一つの対立軸を見る。そして二つの対立軸が交差するところに、これからの福祉

政策をめぐるいくつかの政策規範のパターンを見出す。

## I 二つのワークフェア

### 1 リスク構造の変容

福祉国家の所得保障がいかなるリスクに対処するかは一様ではない。だが、従来その基本的な考え方には共通点もあった。すなわち、あるリスク構造を所与として社会保険制度などで受給資格を設定し、想定されたリスクが顕在化した場合に給付をおこなう、併せて所得調査つきの社会扶助によるセーフティネットを張る、というものである。これをグロートとファン・デル・フェーンの概念を(やや拡張しつつ)借りて、条件型福祉 Conditional Welfare と呼んでおこう (Groot and Van der Veen, 2000, p. 19)。

ところが、グローバル化と脱工業化の進展により、これまで福祉国家体制が前提としてきたリスク構造には大きな変化が生じている。まず労働市場においては、完全雇用がますます困難になり、リスクの局在化がすすんでいる。相対的に安定した雇用を確保した競争セクター労使は、しだいに各種社会保険のコスト負担を重荷と感じ始め、不安定就業層や各種受給者団体との潜在的対立が強まる (Rosanvall, 2000, pp. 16-19; Clayton and Pontusson, 1998)。他方において、高齢化などのデモグラフィックな変化もあり、これまで多くのリスクを吸収してきた家族が揺らいでいる (Esping-Andersen, 1999)。

新しい環境のもとでは、従来の条件型福祉のあ

り方では、コストの負担者と受給者が固定化しがちである。同時に、想定されていたリスクの切り取り方の多くは（長期雇用や安定した家族を前提にしている点で）しだいに現実と合わなくなっている。さらに所得調査つきのセーフティネットは、市民を「失業の罠」や「貧困の罠」に追い込む場合が増えてくる。

こうした背景のもとで、二つの大きく異なったアプローチが有力視されている。一つは福祉の受給資格として就労を強く打ち出すと同時に、福祉の目的の一つとして就労支援を重視する、という方向である。すなわち、本稿でいうワークフェアの方向である。そしてもう一つは、特定のリスクとむすびつけることなく最低限の所得保障を無条件におこなう、という考え方であり、ベーシックインカムあるいは市民所得などと呼ばれる。ここでは、ワークフェアとは逆に、福祉は就労から徹底して切り離されることになる。

## 2 ワークフェアの制度と類型

ワークフェアという言葉は、もともとニクソンの AFDC 改革に際して大統領のスピーチライターによって造語されたとき、こうした出自からも、反福祉というニュアンスが強固であった (Peck, 2000, p. 90)。しかし近年では、中道左派政権による福祉改革においても（この言葉を用いるか否かは別として）同様のアプローチが採られたことから、より中立的に用いられることが増えている (宮本, 2002)。正確に言えば、ワークフェア改革とは、従来から多かれ少なかれ各国の制度に備わっていた福祉と生産の相乗関係を、より徹底していくものと考えられる。ここで、議論の混乱を避けるために、ワークフェアがすすめられる三つの制度領域を区別しておきたい。

第一に、失業保険や社会扶助の給付に際して、公的雇用を含めた就労や、職業訓練を義務づけ、就労忌避に対しては何らかのペナルティを与える制度調整である。アメリカにおけるワークフェアは、AFDC (要保護児童扶助) 改革から始まり、TANF (暫時的家族扶助) への再編によって一つの達成を見たという経緯に示されているように、

主要にはこの領域で展開されてきた。ブレア政権における、「働くための福祉」政策、オランダの失業保険改革など、福祉改革が注目される諸国ではその多くでこの領域におけるワークフェア政策が展開されているが、就労義務やペナルティの軽重は様々である。

第二に、労働者の就労可能性 employability を高めるための諸政策で、主には職業訓練、リカレント教育、職業紹介などである。いわゆる積極的労働市場政策と呼ばれている政策領域とほぼ重なる。スウェーデンなど北欧諸国がこの領域に力を注いでいることは知られているが、この分野でプログラムの規模、各国政府のコミットメントの程度、雇用主の影響力の強さは様々である。さらにもう少し視野を広げれば、主に女性労働者の就労可能性を高めるための育児、介護などの社会サービスなどとのかわりもある。

第三に、第一、第二の領域のように直接就労にかかわるものではないが、年金、医療、育児休暇期間中の所得保障等の領域で、職域ごとに独自のプログラムを発展させることで、あるいは給付を従前の所得と比例させていくことで、これを労働インセンティブとむすびつけていこうとするものである。この領域のワークフェアについても、政府の関与の大小を測ることができる。すなわち、一方では政府関与を抑制して、民間職域ごとのプログラムを奨励したり企業内福利厚生と連動させたりすることで労働インセンティブを高める方向がある。これに対して、スウェーデンのように、政府が普遍主義的な年金制度や医療制度を構築したうえで、その給付を従前所得に高い置換率で連動させていく方向もある。

ところでワークフェアには、既述のように、福祉給付の条件として就労を課するという面と、福祉の目的を就労支援におくという面と、二つの契機がある。この二つの契機は不可分のものであるが、それでも前者に力点をおくケースと後者に力点をおくケースを区別することができる。ワークフェアの類型を検討したベックは、ともかく就労努力を優先させる前者をワークファーストモデルあるいは労働力拘束モデル labor-force attachment

modelと呼び、職業教育などの社会サービスで就労可能性を高めることを重視する後者を、サービスインテンシブモデルあるいは人的資本開発モデル human-capital development modelと呼ぶ(Peck, 2000, p. 90)。

このベックの類型は、どちらかと言えば個別プログラムの分析に向けられたマイクロモデルである。本稿では、福祉国家改革のベクトルをマクロに捉えるためにも、このベックのモデルに、先ほどのワークフェアの三領域をめぐる考察を組み合わせ、二つのワークフェアモデルとして発展させた。

本稿がいうワークファーストモデルは、まず三つの制度領域のなかで、第一の領域、すなわち失業保険や公的扶助の給付に際する就労義務を最重視する。第二の領域の職業訓練は、同時に追求されるとしても、そのプログラム規模は小さく、また民間のイニシアティブに期待し、あるいは雇主の関与を重視する場合が多い。また第三の領域にかんしては、民間の職域ごとの労使協約や企業福祉が制度の中心となる。典型的なケースはアメリカに見出すことができる。これに対して、本稿がいうサービスインテンシブモデルは、三つの領域のなかで第二の領域、すなわち積極的労働市場政策を最重視する。ここでは制度の公共性が重視され大きな財政資金が投入される。第一の領域では、ペナルティの強化よりも、就労規範の確立が追求される。第三の領域では、公的なプログラムのなかでの所得比例原理の徹底で労働インセンティブを高めることが目指される。サービスインテンシブモデルの典型はスウェーデンである。

#### (1) アメリカのワークファーストモデル

すでに触れたように、96年のTANF導入以降のアメリカはワークファーストモデルを代表するが、ここに至るまでには、アメリカの中でもサービスインテンシブモデルに近い考え方を採る潮流があり、二つのモデルの対抗があった。福祉の基軸がAFDCなどの社会的扶助プログラムであるアメリカでは、その財政コストの肥大化のなかで、すでにニクソン政権の時期からワークファーストモデルに基づく改革が唱えられていた。そして

80年代に入ると、マレイ(C. Murray)やミード(L. Mead)ら共和党周辺の保守派知識人がワークファーストモデルを体系的に唱え始め、これに対して民主党の側でも、エルウッド(D. T. Elwood)らが就労支援に力点を置いた代替構想の検討に入るなど、二つのモデルがイデオロギー的に整序されていった(Heclo, 2001, p. 182)。

両モデルの最初の妥協点がレーガン政権のもと1988年に導入された家族支援法であった。ここでは、各州に対して、95年までにAFDCの受給者の5分の1を就労させる、あるいは職業訓練プログラムへ参加させることを義務づけた。このように具体的目標にも余裕があったが、他方で各州は、就労を支援するJOBSプログラム(職業機会および基礎技能プログラム)を92年までに導入して基礎教育や職業教育を強化することを要請された(Schweber, 1999, p. 109)。また州には、就労への移行にあって求められる場合は、児童ケアサービスなどの供給も義務づけられた。

共和党政権が続くなかで、クリントンは、福祉改革のブレンとしてエルウッドを擁し、「我々にとってお馴染みであるような福祉を終わらせる Ending Welfare as We Know It」ことを訴えて中間層をつかみ、政権に就いた。クリントンらニューデモクラットが掲げる、リベラルなワークフェアモデルが、ブレアの「働くための福祉」政策やギデンズによって体系づけられた「第三の道」論にインスピレーションを与えていくことは周知のとおりである。たしかにクリントンは共和党のワークファーストモデルとは一線を画するつもりであったし、エルウッドは、最低賃金制などの整備や職業教育の拡大などを改革の重要な構成要素と考えていた(Lynn, 1993)。

しかしながら、結果から言うならば、この異なったワークフェア路線の対決において、クリントンは当初構想したイニシアティブを発揮できなかった。連邦規制を棚上げにして、各州独自のワークフェア改革を追求させそれを評価する方法が採られたが、ここでは就労支援サービスを強化する方法は、時間とコストがかかることから敬遠される傾向があった。さらに、94年の中間選挙でギ

ングリッチ率いる共和党勢力が議会の多数を制すると、クリントンはますます中間階級向けに戦略を修正し、自縄自縛に陥り、結果的に共和党に妥協を重ねることになった (Heclo, 2001, pp. 191-193; Peck, 2000)。

最終的に 96 年 8 月にクリントン自身が署名した「個人責任および労働機会調和法」は、ワークファーストモデルの勝利を象徴していた。同法は、AFDC の廃止と TANF の導入を決めたが、それによると、各州は 2002 年までに受給者の 5 割を週 30 時間以上就労させなければならない。また、通算 5 年以上の受給は認められない。こうした基準を達成できなかった州は連邦のブロック補助金を減額される (Haskins and Blank, 2001)。職業訓練などの積極的労働市場政策の展開は州ごとに多様であるが、表 1 から窺えるように財政規模の点では限定されており、また雇用主のイニシアティブが優先されてきた。

## (2) スウェーデンのサービスインテンシブモデル

スウェーデンの社会保障制度を包括的に検討したフリーマンらハーバード大学のグループは、そこに福祉と就労との強い関係を発見してこれをワークフェアと呼んだ (Freeman, Topel, and Swedenborg, 1997)。これに対してエスピン・アンデルセンは、北欧諸国のケースは就労のための資源と動機を提供することに力点があることを強調して、これを「生産主義 Productivism」と呼び、アメリカのワークフェアと区別しようとした (エスピン・アンデルセン, 2000, p. 123)。本稿

では、スウェーデンもひとまずワークフェアという枠で括った上で、アメリカとは全く異なったモデルとして位置づけたい。

スウェーデンのサービスインテンシブモデルでは、ワークフェアの第二の領域、すなわち積極的労働市場政策が他国に比べて突出している (表 1 参照)。戦後スウェーデンは、高コストの財政支出と決別し、生産性の低いセクターの労働者を職業訓練によって不断に競争セクターへ送り込み続けることで完全雇用を維持した。その就労支援サービスの中核となったのが労働市場庁 Arbetsmarknadsstyrelsen であった。94 年に政権復帰した社民党は、保守中道政権が労働市場庁の廃止を目論んだことをふまえて、積極的労働市場政策の分権化とネットワーク化に着手した。とくに、95 年には、地域の雇用政策調整機関である雇用調整委員会 Arbetsförmedlingsnämnder に自治体代表や地域労使を組織し、ここを基盤として多様な就労支援策を展開することを決めた。また、政策のメニューについては、30 年代以来の伝統がある公的雇用は 98 年度で廃止し、職業訓練や就業補助などの供給志向型のプログラムを拡大した (宮本, 2000)。

他方では、これまで職業訓練と交互に給付を受けることで限りなく延長することができた失業保険給付について、求職者登録を義務づけ、さらに提供された仕事を拒否した場合の給付打ち切り措置を可能にするなど、第一の領域での懲罰的な制度の展開もあった。しかし全体としては、スウェーデンのワークフェアはあくまで公的な就労支援

表 1 各国における積極的労働市場政策への支出 (対 GDP 比・%)

|            | アメリカ | オランダ | イギリス | スウェーデン | 日本   |
|------------|------|------|------|--------|------|
| 公的雇用とその管理  | 0.04 | 0.29 | 0.13 | 0.28   | 0.11 |
| 職業訓練       | 0.04 | 0.34 | 0.05 | 0.48   | 0.03 |
| 若年層向けプログラム | 0.03 | 0.04 | 0.15 | 0.03   | n.a. |
| 補助金つき雇用    | 0.01 | 0.40 | 0.01 | 0.45   | 0.13 |
| 障害者向けプログラム | n.a. | 0.57 | 0.02 | 0.52   | 0.01 |
| 総計         | 0.15 | 1.64 | 0.38 | 1.82   | 0.28 |
| 積極的労働市場政策  | 0.23 | 2.29 | 0.58 | 1.68   | 0.54 |

注) イギリス, アメリカ, 日本は 1999-2000 年度, スウェーデン, オランダは 1999 年度。

積極的労働市場政策とは、失業給付と早期退職手当の総計。

出所) OECD, *Employment Outlook*, 2000, より作成。

サービスを軸に展開されているといえる(宮本, 2002)。

加えて、スウェーデンでは、各種社会保険をとおしてのワークフェア、本稿でいうワークフェアの第三領域も重要な役割を果たした。スウェーデンの年金や医療、あるいは育児休暇期間中の所得保障は、所得調査ぬきにすべての市民を対象とした普遍的な制度であり、同時に給付額を従前の所得に対して80%の置換率で対応させている。これは中間層の労働パフォーマンスを給付に反映させ、労働インセンティブを高めるとともに、福祉国家に対するその支持を調達する仕組みであった。スウェーデン福祉国家の財政規模が巨大化したのは、社会的扶助のような受動的福祉のための支出によるのではなく、中間層の現行所得水準に合わせた高い所得置換率のためであった(宮本, 1999)。

### III ベーシックインカムという対案

ベーシックインカム(あるいは市民所得)と呼ばれる所得保障の考え方は、それ自体として歴史のある理念であるが、近年それが新たに注目されつつあるのは、各国におけるワークフェア改革の動向と無関係ではなからう(Fitzpatrick, 1999, pp. 40-43; 小沢, 2000)。ベーシックインカム論は、先進工業諸国のリスク構造の変容が、従来の条件型福祉の機能不全を招いている、という認識をワークフェア論と共有する。しかし、ワークフェアが再建を試みる完全雇用は、今日の社会的技術的環境のもとでは、もはや可能ではない(あるいは望ましくもない)、とベーシックインカム論者は考える。ワークフェア改革を導入した国で、経済格差がすすみ、政治的な不安定が増しているのは、偶然ではないのである。したがって、ベーシックインカムは、ワークフェアとは逆に、所得保障を労働市場参加から切り離すことで事態に対処しようとする。

ベーシックインカム定義の一つの典型をヴァン・パライスに求めると、それは、個人を対象として、所得調査および就労義務ぬきで、一括にで

はなく定期的におこなわれる最低保障水準の(あるいは moderate な)現金給付である(Van Parijs, 2001)。ベーシックインカムは、所得調査をしないことで従来型の社会扶助と異なるし、就労義務を切り離す点でワークフェア的な最低所得保障、たとえば勤労所得税控除 Earned Income Tax Credit 等とも一線を画す。

正規の労働市場における雇用関係をもはや基軸とは見なさない点で、ベーシックインカム論には脱労働中心社会への志向が窺われる。この点を明確にする論者にかんしては、ワークフェア論に見られる勤労倫理主義あるいは産業主義との間に明らかな規範上の緊張関係が見出せる。欧州の多くの環境政党が政策プログラムにおいてベーシックインカムを掲げているのはこのような理由からである。また、ワークフェア型の制度に伴いがちな(左右の)管理主義に対して、ベーシックインカムによって「左翼リバタリアン」的な反管理主義を掲げる場合もある(Offe, 1992)。

しかしながら、ベーシックインカムは、その原理から言えば経済効率を度外視した考え方であるわけではない。所得調査をおこなわないのは失業の罣を除去して就労を促進する狙いがあり、就労義務を排するもの、インセンティブを欠いた就労と劣悪な雇用条件の組み合わせを防ぐ効果が強調される(Van Parijs, 2001)。労働市場の柔軟化を支え、ライフチャンスの拡充を人的資本形成にむすびつけることを期待する議論もそこには含まれる。

そしてこの方向をさらに徹底していくと、(広義の)ベーシックインカム論のなかでも、負の所得税のような方法を用いながら、低賃金部門への就労インセンティブを高めることにより高い優先度を置こうとする議論も現れる(Mitschke, 2000)。ただし負の所得税論では、このように力点の置き所が大きく異なってくる傾向があり、実際のところその理論的出自はフリードマンのような明らかな市場主義にあることから、これをベーシックインカムに含めることには消極的な議論が多い(フリードマン, 1975, p. 216; Fitzpatrick, 1999, pp. 94-96)。

さて、ベーシックインカムにかんして問題となるのは財政上のフィージビリティであるが、各種の所得保障をベーシックインカムで置き換えると、今日の社会保障支出の総計に社会保険や所得調査にかかわる行政経費を加えれば、これが十分可能であるという推計もある (Fitzpatrick, 1999, pp. 38-40)。これに対して、より部分的なかたちでのベーシックインカムの導入を目指す議論もある。

部分的導入論の第一として、既存の所得保障制度との組み合わせを提案する議論がある。たとえば、アトキンソンは、イギリスを念頭に、税控除の全廃などによる財源調達で、現行制度の枠内でこれに18歳以上の市民に対する週18.25ポンドの所得保障を加えることを提案している。これによって、公的扶助の受給者は約50万人減少するとされる (Atkinson, 1995, pp. 301-303)。第二には、給付期間を限定したうえでの給付を主張する議論がある。オフフェの提唱するサバティカルアカウントはその例であるが、これはたとえば18歳から退職年齢までの市民に対して、教育や育児・介護などの便を図り、長期(一例として統計10年間)にわたって公的扶助水準をやや上回る程度の給付をおこなうものである (Offe, 1997, pp. 100-101)。第三には、受給資格として、広義の社会参加を求めるものである。実はアトキンソンも、ベーシックインカムの受給資格を完全に無条件と考えているわけではなく、通常の労働市場参加、退職年齢に達していること、労災認定などの他、介護、育児、ボランティア活動などへの参加を条件としており、かかる観点からこれを「参加所得」と呼んでいる。同様にベックも、ベーシックインカムを、とりわけ労働市場の外の多様なアンペイドワーク＝市民労働に対する「シヴィックマネー」と位置づける (Beck, 2000, pp. 143-145)。

#### IV 交錯と展開

##### 1 二軸の交錯

以上の考察に基づいて、所得保障をめぐる福祉国家再編の規範的対立軸を整理すると図1のよう

になろう。福祉国家か市場かという対立軸が意味を失ったわけではない。しかし、リスク構造が変容し、完全雇用が困難となり、さらには労働(生産)中心主義への批判が広がるなかで、対立軸は多元化した。まず現実の改革において先行しているのはワークフェアである。政府のコミットメントの強さをめぐる規範的対立は、ここでは、ワークフェアの二つのモデルをめぐる対抗というかたちで現れている。スウェーデンとアメリカがおそらくは両極となり、近年ワークフェア改革を強めているイギリスやオランダ等はその間に位置すると思われる。その場合、縦軸に沿ったおおよそ位置を推定する手がかりとして、積極的労働市場政策への支出(表1)を参考にすることは可能であろう。

ベーシックインカムもこれを広く捉えるならば、労働市場の役割を相対化することを狙う無条件給付のタイプ(狭義のベーシックインカム)ばかりではなく、負の所得税のようなかたちをとって労働市場への動員効果にプライオリティを置くタイプも含まれる。ただしベーシックインカムにかんしては、フランスのミッテラン政権のもとで1988年に導入された「参入最低限所得RMI」がベーシックインカムの制度的な制度と言われることもあるものの、実際の政策展開はまだほとんどない。

図1の四象限のうち、第二象限(負の所得税)と第三象限(ワークファーストモデル)は、制度的にも両立可能であり、また規範的にも市場志向という点では対立があるわけではない。ここには「新自由主義」的連携の余地がある。これに対して、第一象限(狭義のベーシックインカム)と第四象限(サービスインテンシブモデル)は、政府責任を強調する点で旧来の区分で言えばともに「左翼的」であるが、大きな財源を必要とするがゆえに全面的な両立は困難であり、規範的にも、産業主義や勤労倫理への態度という点で異なっている。両陣営の政治的連携には、ある種の困難が伴うであろう。

##### 2 展開

現実の福祉政治においても、福祉改革の方向性

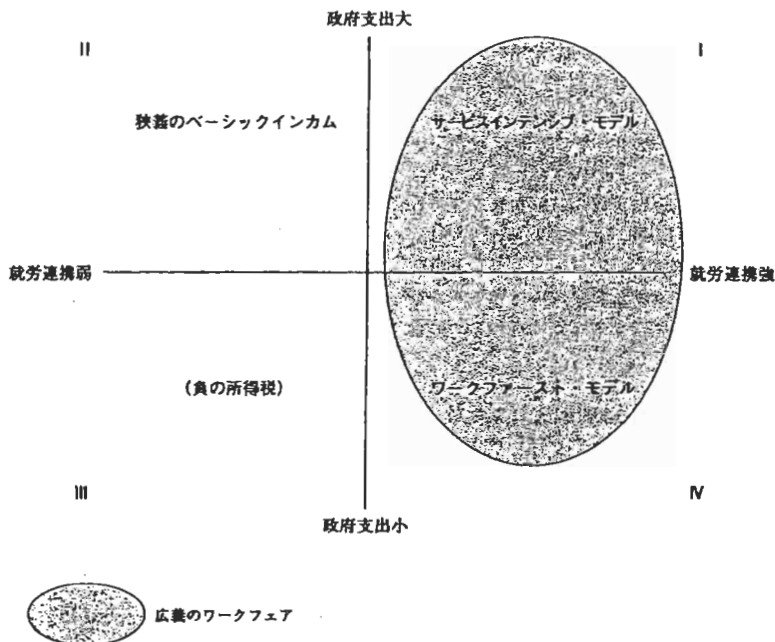


図1 福祉国家再編の規範的対立軸

をめぐってこうした対立軸が顕在化するケースが現れている。スウェーデンでは、既述のように所得保障政策におけるワークフェアの徹底で中間層の支持を獲得することに重点が置かれてきた。すなわち、年金、医療、失業保険、あるいは育児休暇期間中の所得保障における所得比例の徹底である。ところが近年の労働市場の変容から、大きく二つの変化が生じた。一方において、好調な経済のなかで中間層の所得が増大し、100万人以上が所得比例給付の算定上限を超えてしまい、結果としてワークフェアの統合力が減じている。他方では、安定した就労を確保できずにワークフェアの恩恵に与ることのできない層が増大している。

こうした事態に対して、社民党の主流は算定所得の上限を大きく引き上げることを目指す。これに対して緑の党や中央党は、ワークフェア型の所得保障制度の改革を提唱し、ベーシックインカムに近い主張を掲げている。2001年春の予算編成

では、医療保険および育児休暇期間中の所得保障にかんして、その算定所得上限の引き上げを主張する社民党とこれに反対し最低限保障の拡充を主張する緑の党が左派政権内部で対立、結局、育児休暇期間中の所得保障(両親保険)のみ、上限を2万6000クローナから3万クローナに引き上げることで妥協した。

スウェーデン労組連合LOで長い間社会政策を担当してきたリンドベリは次のよう述べる。すなわち、「福祉政策はある重要な分岐点に立っている。一方の道は、基本保障(たぶん市民所得というかたちを採る)である。もう一方は所得保障であり、おそらくは拠出と給付をよりストレートに対応させるものとなる」と(Lindberg, 1999, p. 291)。リンドベリ自身は、ワークフェアがすくい上げることのできない低所得層の増大に危機感を懐きながらも、ベーシックインカムの基本的な基本保障への一本化は、中間層の所得水準を保障する私的

保険の増大を招き、福祉の二重構造をうみだすと考える。したがって、既存の制度をベーシックインカム的な制度で補完することで、活路を見出そうとする。

たとえば、オフフェのサバティカルアカウントに似た「教育アカウント」が提案されるが、これは教育期間中の所得と教育費の保障をおこなうとするものである(Lindberg, 1999, pp. 299-303)。ただし、財政上の制約がある以上、こうした折衷的なプランは、ワークフェアとベーシックインカムそれぞれの強みを相殺する結果に終わる可能性もある。

#### むすびにかえて

福祉国家の再編をめぐる対抗は、ワークフェアとベーシックインカムの問題に還元できるものではない。しかし、同時にこの対立軸は、他の問題領域に対する強い浸透力をもっている。

ワークフェア改革は、福祉と雇用を地域の状況に応じて密接に連動させる必要から、福祉国家の分権化を促している。そして政策の執行のために、自治体と民間の営利、非営利組織との間での緊密なネットワーク形成を求める(OECD, 1999)。ベーシックインカムとくに参加所得の場合もまた、非営利組織の活動を支援する効果があるが、こちらの場合はより小規模のヴォランティアな組織を押し上げるであろう(Beck, 2000)。

ジェンダー平等との関連も興味深い。ワークフェアは女性の就労を促し、労働市場のなかでのジェンダー平等を争点化していくであろう。(狭義の)ベーシックインカムも、労働市場内部での家族賃金の解体をもたらす可能性があるが、基本的には労働市場の外での、アンペイドワークの社会的評価を通しての平等化が目指される(Fitzpatrick, 1999, p. 175)。

したがって、ワークフェアとベーシックインカムをめぐる対抗は、分権化、多元化、ジェンダー化といった福祉国家再編をめぐる課題の拡がりとして、同時に、政府と市場という伝統的な「左右」対立(図1の縦軸)をも再生産しながら展

開していくであろう。

#### 引用文献

- Atkinson, A. B. (1995) *Incomes and the Welfare State: Essays on Britain and Europe*, Cambridge University Press.
- Beck, U. (2000) *The Brave New World of Work*, Polity Press.
- Clayton, R. and Pontusson, J. (1998) "Welfare-State Retrenchment Revisited: Entitlement Cuts, Public Sector Restructuring, and Inegalitarian Trends in Advanced Capitalist Societies", *World Politics* 51.
- エスピン・アンデルセン, G. (2000), 『ポスト工業経済の社会的基礎』(渡辺雅男・渡辺景子訳), 板井書店。
- Fitzpatrick, T. (1999) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan.
- フリードマン, M. (1975) 『資本主義と自由』(熊谷尚夫・西山千明・白井高昌訳), マグロウヒル好字社。
- Freedman, S. and Friedlander, D. (1995) "The Jobs Evaluation: Early Findings on Program Impacts in Three Sites", Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, U.S. Department of Health and Human Service.
- Freeman, R. B., Topel, R., and Swenson, B. (1997) "Introduction", in R. B. Freeman, R. Topel, and B. Swenson (eds.), *The Welfare State in Transition: Reforming the Swedish Model*, The University of Chicago Press.
- Groot, L. and Van der Veen, R. (2000) "How Attractive is a Basic Income for European Welfare States?", in R. van der Veen, and L. Groot (eds.), *Basic Income on the Agenda: Policy Objectives and Political Chances*, Amsterdam University Press.
- Haskins, R. and Blank, R. M. (2001) "Welfare Reform: An Agenda for Reauthorization" in R. M. Blank and R. Haskins (eds.), *The New World of Welfare*, Brookings Institution Press.
- Hecklo, H. (2001) "The Politics of Welfare Reform", in R. M. Blank and R. Haskins (eds.), *The New World of Welfare*, Brookings Institution Press.
- Lindberg, I. (1999) *Välfärdens idéer: Globalisering, Elitismen och välfärdstatsens framtid*, Atlas.
- Lynn, L. E. Jr. (1993) "Ending Welfare As We Know It", *The American Prospects*, Fall, 1993.
- Mitchke, J. (2000) "Arguing for Negative Income Tax in Germany", in R. van der Veen, and L.

- Groot (eds.), *Basic Income on the Agenda: Policy Objectives and Political Chances*, Amsterdam University Press.
- OECD (1999) *The Local Dimensions of Welfare-to-Work: An International Survey*, OECD.
- Offe, C. (1997) "Towards a New Equilibrium of Citizen's Rights and Economic Resources?", in OECD, *Societal Cohesion and the Globalising Economy: What does the Future Hold?* OECD.
- (1992) "A Non-Productivist Design for Social Policies", in P. Van Parijs (ed.), *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, Verso.
- Peck, J. (2001) *Workfare States*, The Guilford Press.
- Rosanvall, P. (2000) *The New Social Question: Rethinking the Welfare State*, Princeton University Press.
- Schweber, H. (1999) "Teaching Work: Vocational Education, Workforce Preparation, and the Future of Welfare Reform", in C. J. E. Hansan and R. Morris (eds.), *Welfare Reform, 1996-2000: Is There a Safety Net?* Auburn House.
- Van Parijs, F. (2000) "Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the 21st Century", in BIEN homepage, [http://www.etes.ucl.ac.be/BIEN/BerlinCongress/Berlin2000\\_papers/VAN\\_PARIJS.doc](http://www.etes.ucl.ac.be/BIEN/BerlinCongress/Berlin2000_papers/VAN_PARIJS.doc)
- 小沢修司 (2000) 「アンチ『福祉国家』の租税=社会保障構想論」『福祉社会研究』第1号。
- 宮本太郎 (1999) 「福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学——」, 法律文化社。
- (2000) 「スウェーデンにおける雇用政策の分権化——「自由選択社会」への新構想——」『都市問題』第91巻第5号。
- (2002) 「社会民主主義の転換とワークフェア改革」日本政治学会編『三つのデモクラシー——自由民主主義・社会民主主義・キリスト教民主主義——』, 岩波書店。
- (みやもと・たろう 立命館大学教授)